

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和2年12月18日（金曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時55分 散会

付託事件

議案第152号, 議案第153号, 議案第156号, 議案第157号, 議案第166号, 議案第169号, 議案第170号, 議案第174号, 議案第176号中第1表中歳出中第8款及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分, 令和2年陳情第3号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第152号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第153号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第156号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託の変更について
- ④ 議案第157号 指定管理者の指定について（水戸市笠原町第4児童遊園等）
- ⑤ 議案第166号 指定管理者の指定について（都市公園等）
- ⑥ 議案第169号 市道路線の認定及び廃止について
- ⑦ 議案第170号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事請負契約の締結について
- ⑧ 議案第174号 土地の取得の変更について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）
- ⑨ 議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分

(2) 陳情審査

- ① 令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情

2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議員 渡辺政明君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長 秋葉宗志君

建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
建設部技監兼 道路建設課長	安達茂君	建設部技監兼 内原建設事務所 所長	谷萩幸治君
道路管理課長	有金正義君	生活道路整備課 課長	川又弘一君
河川都市排水課 課長	大山裕己君	建築課長	大和田聡君
土木補修事務所 所長	小田博之君		
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	木村勤君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大和直文君	都市計画課長	柴崎美博君
建築指導課長	井原孝志君	公園緑地課長	上田航君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管理者	荒井幸君		
水道部長	伊藤俊夫君	水道部技監兼 給水課長	梶山学君
水道総務課長	梶山哲君	経理課長	栗原千尋君
料金課長	倉田佳則君	水道整備課長	杉山健一君
浄水管理事務所 所長	島孝夫君		
下水道部長	坏貴之君	下水道部技監兼 下水道整備課長	松葉光隆君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君

6 事務局職員出席者

議事係長	綱島卓也君	書紀堀江良君
------	-------	--------

午前10時 1分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第152号ほか8件、それに陳情1件であります。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第152号ほか8件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、付託議案については、一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見等を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いします。

初めに、議案第152号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第152号については賛成をいたします。

これは、開発行為による児童遊園を水戸市が受け入れるというものであります。遊具の設置に当たっては、子どもたちが喜ぶように複数の遊具が整備されるように求めたいと思っております。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第152号について採決します。

議案第152号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第152号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第153号については反対をいたします。

これは、同居している子どもが高校生になると、市営住宅から退去しなければならないという条例改正であります。2年ごとの契約となる定期借家制度を導入するというものであって、水戸市では初めてであります。

定期借家制度は、2000年に政府が導入したときに、政府はこれは民間アパートが対象であって、公営住宅は、住宅に困窮する低所得者のための住宅であり、住居が継続することを前提に賃貸借契約が結ばれているということで、公営住宅に定期借家制度はなじまないという見解を述べておりました。

今回の条例は、高校生になったら市営住宅を退去しなければならないということで、子育て支援に反するのではないかと、子育ては高校生になっても、さらに費用がかかるようになるということで、子どもが高校生になったら退去して、持家を購入するということは低所得者の世帯の方にはなかなか難しいのが現状でありまして、継続して安定して住めるというのが水戸市の市営住宅の制度ではないかと思っております。中学生までの子どもを育てたら退去してほしいというのは、子育て世帯に対する冷たい姿勢ではないかというふうに思います。

それから、2つ目の石川台住宅、それから元山町住宅、愛宕住宅を廃止するという条例改正でもあります。長年建て替えをせず放置して、老朽化で住めなくして、入居者がいなくなったら廃止ということで、市営住宅を3か所、40戸廃止するというのは、低所得者に良好な住宅を提供すべき自治体の責務に反するものではないかと思っております。市営住宅は適宜に建て替えをすべきであり、水戸市は令和9年までに400戸の市営住宅を減らす政策の中止を求めます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 議案第153号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例、この条例につきましては、賛成の立場から意見を申し上げます。

まちなかにあって利便性の高い砂久保住宅を子育て世帯に向け住宅として指定し、さらに収入基準の緩和対策を拡大するための関係規定の整備が行われておりますことから、賛成をいたします。

また、2年間での定期契約の際にはスムーズな対応がされますようお願い申し上げます。特に入居資格を失い、砂久保住宅を転居する際に他の公営住宅に移られる場合の対応につきましても、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

一方で、今回の特定市営住宅の入居の状況を勘案しながら、希望者等が多くある場合などは、同条例のような施策をさらに検討していくことも重要なことと考えます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第153号について採決します。

議案第153号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第153号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第156号 汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託の変更について、御意

見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第156号については賛成をいたします。

これは今後毎年、汚泥処理の契約をするということになりますので、適正な価格で処理されるように求めたいと思います。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第156号について採決します。

議案第156号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第156号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第157号 指定管理者の指定について（水戸市笠原町第4児童遊園等）について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第157号について賛成をいたします。

これは、公園協会に委託するという事なので賛成です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第157号について採決します。

議案第157号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第157号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第166号 指定管理者の指定について（都市公園等）について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第166号については、賛成をいたします。

これは公園協会に委託するという事ですが、特に私は、やはり嘱託員、臨時職員として働いている職員については、待遇改善を図っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 昨日と全く同じことなんですけれども、今日は秋葉副市長さんもお見えになっておりますので、外郭団体等についての嘱託員と水戸市のほうの会計年度任用職員との差、外郭団体は皆、嘱託員という扱い

なっていますよね。そうすることによって、今年から会計年度任用職員は、私は事実は分かりませんが、幾分なりとも期末手当等が支給されていますよね。そうすると、会計年度任用職員はそうなんだけれども、嘱託員は一銭も払われていないということだろうと思うんです。

ですから、この一体化という考え方から、私は水戸の職員の一部だと思っているんです。水戸市の外郭団体というのは、年間の運営資金というものは全部、水戸市が維持管理して、これはもう当初予算というもので支給されているわけでありますから、その辺のところは、今、答弁はいただけないでしょうけれども、今後の検討として、私はこの問題は賛成ですけれども、検討していただきたい。その差別をなくしていただきたい。そうすることによって、例えば、公園協会なら公園協会のほうの嘱託員が働く意識というものが高まるだろうと、それによって愛護会とか公園協会の職員の、差別と言ったらちょっと何というのか、言葉は私も難しくて言えないんだけれども、やはり皆さんが仲良く公平公正に働けるような、そういうシステムを組んでいただければというふうに思います。これは要望にします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第166号について採決します。

議案第166号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第166号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第169号 市道路線の認定及び廃止について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第169号 市道路線の認定及び廃止については賛成であります。

市道路線の認定に当たっては、受入れの条件を緩和して、市道として整備してほしいという要望にも応えていただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 昨日も聞いたんだけれども、廃止した部分の総面積とか、これは1メートル40センチメートルから7メートルということになっていまして、例えば幅員1メートル40センチメートルの道路が何メートル、7メートル道路が何メートルという、我々も計算はできるんです。だから、廃止した全部の総面積というものはどのぐらいの面積になったのか。その面積がどこに入ったのか。この下入野の中だろうと思うんですけれども、今後、こういう問題があったときには、面倒だろうと思いますけれども、幅員1メートル40センチメートルなんていうのは公道ではないんだから、ただ単なる獣道みたいなものだと思うの。公道というのは1メートル80センチメートルからですから。ですから、そういうものも含めて、合計が何メートルだか分からないから、計算しようがない。それが7件だの8件だのありましたよね。だから、その辺のところを親切丁寧に今後できましたらこれも要望します。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第169号について採決します。

議案第169号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第169号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第170号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事請負契約の締結について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第170号については賛成をいたします。

この道路は、赤塚駅の南北一体化のためにも必要な道路でありますので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

同時に、この現場に隣接する住民は、道路建設による振動、騒音などで大変悩まされている。特に硬い岩盤等がありまして、その掘削で大変な振動があつて、家の戸がゆがみ、閉まらないという苦情も寄せられております。住民の苦情にも誠実に対応していただき、適切な補償を行っていただきたいと思えます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 議案第170号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（3工区）工事請負契約の締結について、この条例につきましては、賛成の立場から意見を申し上げます。

昨日の質疑の中で、施工期間も11か月、約1年間に及ぶとお聞きしました。この工事箇所につきましては、住宅地も隣接をしておりますことから、騒音や振動も懸念されると考えます。したがいまして、特に近隣住民の方々に対して事前の丁寧な説明等の対応が不可欠であると考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、施工に当たりましては、十分な安全対策を取りまして、無事故で行っていただき、早期完成を目指していただきたいと思えます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第170号について採決します。

議案第170号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第170号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第174号 土地の取得の変更について（都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地）について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第174号については賛成をいたします。

この道路は住民にとっても貴重な道路であり、賛成をいたします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第174号について採決します。

議案第174号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第174号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第176号については反対をいたします。

反対理由は、今回3億8,700万円の増額補正予算が組まれました。この千波湖導水の事業は、当初予算の全体は、これによって17億円から21億円になるということで、コロナ禍で財政が厳しい中で、このような莫大な導水事業は認められないことであります。

そして、今回の増額は、硬い岩盤が発見されたからだと答弁しておりますが、事前の調査に問題があったのではないかとということで、そしてこの岩盤の撤去に対する工事の水戸市の負担は1億600万円にもなるということで、これは認められないということ。

そして、3つ目には、現在、千波湖の浄化は、那珂川から渡里台地土地改良区が水をくみ上げて、桜川を利用して千波湖に流している、浄化しているということでありまして、昭和63年からこの導水事業が始まりまして、これまで32年間実施されてまいりました。

しかし、この渡里用水の導水も平成8年がピークでありまして、現在、その導水量は半分以下の460トンになっておる。この導水路を増やさずに、21億円もかけて新たな導水事業を行うというのは税金の無駄遣いではないかと。

そして、今回、那珂川から霞ヶ浦導水でくみ上げた水を河和田町にある霞ヶ浦導水の桜機場で桜川に流すということになります。この水を途中で緑岡団地の近くの矢の目橋の200メートル下流から、緑岡団地の前の遊水地に流すということになりまして、この間は、桜川が整備されていて堤防も建設されておりまして、これを使用すれば、今回の事業などはせずに経費を大幅に削減できるという議論を私は指摘いたしました。

そもそも、霞ヶ浦導水事業による千波湖の導水事業はあまりにもコストが高過ぎるということがあります。もともと霞ヶ浦導水事業は、当初は1,900億円の事業で始まりまして。これが莫大に跳ね上がっているということでありますので、こういう事業を進める一環としての事業については、反対をいたします。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第176号について採決します。

議案第176号中第1表中歳出中第8款及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第176号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第152号ほか8件についての審査は全て終了しました。

なお、この際、本会議における委員会報告についてお諮りします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、次に、陳情審査を行います。

さきの本会議で当委員会に付託されました陳情は1件であります。

それでは、令和2年陳情第3号 私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、初めに本陳情の内容につきまして、事務局より朗読させます。

なお、陳情の記載事項のうち、個人が特定できる情報については、朗読しない取扱いとなっておりますので、あらかじめご承知おき願います。

○事務局 朗読させていただきます。

私道路土地の寄附に係る現況図の交付に関する陳情。

陳情の趣旨。

陳情者は、自己の所有に係る私道路土地について、水戸市に寄附すべく、本年5月11日、水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項（平成24年4月1日）に基づく、私道路用地寄附申込書を水戸市長宛に提出している者です。

本年10月5日、水戸市から同土地付近の測量を請け負った土地家屋調査士による土地境界確認が実施されましたが、その結果、沿道にある建物の一部（2階部分の軒、ひさし、出窓、シャッターボックスを含む8か所）が寄附を予定している私道路土地に越境しており、この越境部分が支障物件とみなされるため、これを撤去しなければ寄附の条件に満たされないことが判明しました。

外塀、垣根、路側ブロック等、接地している部分の撤去とは違い、相当額の費用を要することが見込まれたことから、陳情者は、上記建物所有者に対し、撤去部分の詳細について説明するとともに、施工業者を選定すべく、水戸市建設部建設計画課担当職員に依頼し、本年11月18日、撤去部分の現況図の交付を受け

ました。

ところが、翌19日、同担当職員が陳情者の自宅に来訪し、上司からの指示であるとして、一度交付した現況図の返還を求めてきたのです。

上司というのは、建設計画課の課長であるとのことですので、これは水戸市の方針であると解することができると思いますが、陳情者としては、下記の理由からこの要求には承服しかねます。

よって、水戸市においては、私道路土地寄附に伴い市民が自己負担で行う支障物件撤去作業を円滑に実施できるよう、周辺住民の理解と撤去作業のための現況図等を交付したことについて追認し、既に交付済みの現況図の返還を求めることのないよう求めます。

以上、陳情いたします。

記。

1、本件は、私道路土地の寄附に関して、水戸市が想定している手順のうち、支障物件の確認と支障物件の撤去に該当するところ、申請者である陳情者が施工業者に依頼して支障物件を撤去する前提として、支障の詳細を示す現況図を提供してもらうことが欠かせないと考える。本件支障物件については、空中に突き出た建物部分の越境を含むため、専門の計測機器を持たない建築の素人である陳情者が実測することは不可能であり、水戸市が測量を委託した土地家屋調査士が作成したデータに基づき、越境部分の所有者にも理解しやすく示すことができる現況図は必要に応じて与えられてしかるべきと考える。

2、特に本件支障物件撤去は、家屋建物本体への改修を要する高額な自己負担を伴う改修であり、家屋所有者の感情にも配慮した説明と慎重な施工業者の選定も要するのであるから、越境部分の詳細を示した現況図が必須である。

また、家屋建物所有者に対し、水戸市担当職員が説明したり、施工業者を選定するわけではなく、建築の素人である陳情者がこれを行うので、水戸市が提供する図面等参考資料の内容は、撤去物件の状況に応じて弾力的に選択・作成されるべきであり、本件については専門的な座標データで表した図面にとどまらず、分かりやすく撤去部分を示した詳細な図面が必要であるため、同課長においては、本件現況図の交付を追認すべきである。

3、上記のとおり、交付を受けた現況図は、寄附のための段取りに不可欠であるところ、同課長がこれを交付しないとして返還を求める理由は、市役所内部の事務手続上の些細な問題（内部決裁の未了、土地家屋調査士と市との契約内容、用紙代、情報公開手続等）に拘泥し、個々の撤去事案固有の事情を全く考慮せず、市民が真に必要な情報であっても弾力的運用を排して、硬直的、一律的に取り扱うことが行政の公平性確保につながるかの判断に基づくようであるが、実際には余分な手間はかけたくないという本音が透けて見え、市民の寄附行為を円滑に進めるための便宜供与の視点を著しく欠くものであり、事実上、市民の寄附行為を妨害しているに等しいと考える。

4、加えて、本件私道路土地寄附に関しては、隅切り土地の寄附や電柱移設土地の貸与等、生活道路環境の改善を期待する地域住民の人々の協力を受けており、同課長の取扱いは、これら住民の生活環境改善への願いを踏みにじるもので、水戸市の幹部職員としての基本姿勢と資質を大いに疑わせるものである。

5、さらに同課長は、担当職員を陳情者の自宅に赴かせ、現況図の返還を迫っているのであるが、交付を

受けた現況図には、個人情報等水戸市にとって部外に出しては支障のある内容を含むものではなく、同課長が交付の事実をなかつたものとしようとしているのは、行政文書の決裁権に係る自己のメンツ、事務手続への狭あいな固執、行政サービスの手抜きを行政の公平性の問題とすり替えて正当化するため等によるものと考えざるを得ない。

なお、陳情者は、現況図を受領した日のうちに写しを作成して、見積りを依頼している建築士に渡しているものであり、同課長が職員の貴重な勤務時間と官用車の燃料を使って職員を陳情者の自宅まで派遣しても、職員人件費と燃費の無駄遣いと思われる。

○飯田委員長 この際、本陳情につきまして、執行部からこれまでの経緯等に係る説明を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、執行部から説明願います。

大森技監建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 それでは、この陳情の内容の状況につきまして御説明を差し上げます。

今回、陳情の内容で上がった事件は、私道路寄附の手続に関するものでございます。

その私道路寄附の手続に関しては、土地所有者から申請をいただいておりますが、今回、この寄附行為の申請に当たるまでに、平成25年の時点で事前の相談があり、現地をともに立ち会った上で確認作業を進めながら、今回の申請に至ったものとなっております。

申請者の住所は となっておりますが、申請のあった場所は水戸市の における位置指定道路の寄附となっております。

この現地の調査も、平成25年に相手方にはその時点で、今回の対象となりました建物の屋根が既に当たることが判明しておりまして、その旨を相手方に伝え、そういったものが残っているままでは申請ができません、要は私道としての寄附は受け入れることができませんという説明は差し上げていたところでございます。

今回、数年がたちまして、この陳情者の方が代表者となって周辺の地権者関係をまとめて、そういった撤去についても同意が得られたというような内容のお話がありまして、今回、正式に私道の寄附の申請行為がなされたものでございます。

今回、その申請に基づきまして、私どもが土地の境界を確定するための測量作業を土地家屋調査士に依頼して、現地の境界を改めて確定したところ、以前にも把握していた屋根だけではなく、その他にももうちょっと複数件の支障物件があり、建物の外壁から出ているような出窓、そういったところも支障になることが改めて判明したところでございます。

今回、この測量に当たっては、支障物件が撤去されるというような形での同意が得られたということで測量をかけたわけでございますが、こちらの支障物件を現地のほうで測ったものを改定した図面につきましては、こちらの記述にあるとおり、事前に交付、相手方のほうにお渡ししたという事実はございますが、いろいろな手続上、公開できないものではないんですが、現在の測量を実施中の段階での相手方への図面の供与は、ちょっと段取りが違うということで、私のほうから職員に指示をして、一度図面を返還してほしいとい

うようなことでお伝えしたものでございます。

そういった経過を経て、今のこの状況を改善すべく、何とかしてほしいというような形で陳情として上がってきたという状況が、今までの経緯でございます。

○飯田委員長 それでは、内容につきまして御意見等がございましたら、発言願います。

松本委員。

○松本委員 これは、昭和41年に建物が建てられたということですよ。昭和41年ということは、都市計画法ができたのが昭和46年だというふうには私は記憶しています。ですから、窓口は水戸市でやったんだけど、建築確認を下ろしたのは県だろうというふうに思います。そして、その撤去をすると、この出張っている部分は、それは持ち主側のほうで撤去はするということがおっしゃっているということですから、許可を下ろしたことに關しては、水戸市には何ら責任はないと私は思います。

それと、この建物を持っている方と申請人は兄弟なのかな。どちらも相続なんです。ですから、申請人がまだここに土地の所有権を持っていますよと。私、事務所で謄本を取っています。調べてみました。ですから、ここに何か裏があるのかなという憶測、こういうものが感じられたんです。

だったらば、きれいにすれば、この道路は位置指定道路でありますけれども、接する建物の件数によっては認定はできないわけではないですね。できますよね。そうすると、認定をするに当たってのこの道路の幅員や隔切りが、この基準にあっているのか。まず、これを見る。それで、この道路部分の所有者は全部この方だったのかと。そこまでは私も調べていません。

相続をいただいたのか、当初はひたちなか市にお住まいになっていた、この方。それで、今のほうに住所変更をして、登記簿上の住所変更を行っております。ですから、ここで課長がどうのこうのと言われる筋合いのものではないと思うの。私から見れば。こういうのは自らが動いて、自らがやって、実測でも何でもやって、さあ、できましたよと、水戸市に名義あげられますよというような状況にするのは、これは申請人のほうがやるべきことなのかなと。だって、水戸市の名義にならない限りは、認定はできないはずですから。だから、ちょっとこの辺が矛盾しているのかなと。このように私、今の時点では思います。

それと、やはり別な、何か教会みたいなものがあるのけ。307平米持っているのか。ここに自分の土地を。

ということは、この道路を整備して、これは砂利道になっているの。砂利道でしょう。ですから、建築確認は取れますよね。これ、位置指定道路の認定をとってますから。だけれども、水戸市に寄附をして、きれいに整備をしていただいて、これ、現況は上下水道なんか入っているの。何件ぐらいうちが建っているんだ。それによって公共下水道なんかも基準があるんじゃないですか。1件ぼつりでは公共下水道って引かないよね。3件以上とか5件以上とかあると思うの、私道であっても。

だから、この辺の文言がちょっと経費の無駄遣いとか、こういう文言が書かれているということは、そうすると、それが全部撤去ができて、道路寄附の要項にあえば、この図面だけであいますか。この道路のこの図面、これで認定というのはできるの。私は入り口に隔切りは必要だと思う、これは。隔切りないよ。だから今、寄附をしると言っても無理だと私は思う。それで取壊しの出張っている部分は、これは何とかさんという人がお持ちになっているんだよね。この人も相続でもらった。

だから、もともとは分からないんだけど、ここから先は、要するに新築が昭和41年だから、水戸市に建てたなら関係ないんです。窓口は水戸市だったかもしれないけれども、許可は県の土木事務所のほうが下ろしていた。だから、出張している云々というのは、ここで言い出すことは私はおかしいのではないかと思います。

だから、もう少し精査をして、これは今日のところは継続なら継続でもいいんじゃないですか。あと何か皆さんからあれば。

課長のほうで、何か希望があるなら、すぐに認定するとか、何かあれば聞かせてもらったほうがいいんじゃない。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

中庭委員。

○中庭委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、この建物が要するに出っ張ってしまって、屋根とか出窓だとかシャッターの戸袋、そういうところが出張っていますよね。この建物というのは、今、松本委員の話では昭和41年に建てられたというんですけども、その当時はこれは違法、駄目だった建物なんですか。

○飯田委員長 大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

その当時の建築の手続は、先ほど松本委員のほうからお話をいただきましたように、県のほうで確認審査を行っていたものでございます。現実的に今回測量した形で見た場合に、出ているという事実からすれば、建てたときから位置が変わっていなかったとすると、その当時から多分出っ張って建てていたということになりますので、そういった意味では違反という形になろうかと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、2つ目で、この情報公開の手続をすれば、この陳情者は、現在必要な書類を入手できるということではないでしょうか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

こちらの測量作業が完了して、水戸市のほうに成果物として納まった後に手続をしていただければ、出せるものでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 これについて、陳情者はどのように言っているんですか。

○飯田委員長 大森建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

陳情者は何回か窓口のほうにお見えになっているみたいなんですけれども、これについては、ここに書いてある意思のとおり、図面は返さないというだけの話で、そこから先の話については、まだちょっと直接お話をしておりません。今後お話をきちんとしていきたいと考えております。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 この中に相続でもらっている方もいるんだよね。そして、次に

というのが

寄附になっています。ここにも宗教だと思うんだけど、何かあるみたいだね。建っているんだか、建っていないんだか分からないんだけど、これは所有権移転になっているんだから、土地だけの今、名義なんだね。宗教は土地だけで建物は建っていない。みんな相続、相続なの。だから、何かがあるのか、ちょっと不思議なんだよね。売買とか何かなら別なんだけれども、だから にしても、教会にしても、これが今度は譲渡した場合には、こういう教会というものは譲渡税なんかはどうなるの。無税になるんじゃないの。例えば、神社だとか、そのほかの宗教というのは日本には六百幾つあるわけよ。だから、宗教なんかにして売った場合には無税になるとか、何かそういうのはねえけ。昔はなかったんだよね。

だから、何か、自分の土地も持っている、相続になったやつが宗教に寄附にもなっている。何かもう少し精査したほうがいいと思いますよ。

○飯田委員長 ほかに。

小川委員。

○小川委員 正直言って といえど、かなり広がったものですから、そうしたらやはり、先ほどお話があったように、

この中で、いわゆるL字になっていますよね。これ全地権者は分かりますか。では端から、課長、からずっとこちらの、ここの所有者をちょっと明記してもらえますか。

○飯田委員長 大森建設課長。

○大森建設部技監兼建設計画長 ただいまの小川委員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の道路敷の所有者ではなくて、隣接地の所有者……

○小川委員 道路敷で。

○大森建設部技監兼建設計画長 道路敷は全部で、今回の私道の寄附をしようとした場合に、先ほど松本委員からもありましたように隅切りがない状況がありましたので、その隅切りを確保、入り口と出口、どちらのほうも接続部分には隅切りが必要なものですから、そちらの隅切り部分の所有者と今回の道路として寄附をいただくところの所有者としては全部で3名おまして、1名は今回の陳情者である代表者でございます。それと、隅切りとして協力をいただく方、それから、先ほどお話しいただきました の土地、その残りの2人が隅切りとして協力をいただくという形での申請になってございます。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 ただいま、 の持っていらっしゃる部分は、 の……

〔「 」と発言する者あり〕

○小川委員 この現況図から見ると上の部分ね。先ほど申されたように、一番の課題であるものは、ここに写真が添付されておりますように突出物が出ているという、これが一番の要因かな。それとともに、地上面となっている部分の中で、境界ぐいが今ございますよね。建物そのものは越境していない、突出部分が出ているというのは。そうですか。

では、要は私どももちょっと昨日、調査不足だったものですから、先ほど松本委員からも出ましたように、当然、膳本のほうの所有者を踏まえてみて、そして関連する部分として、 が持っているという部分もございまして、この部分はひとつ勉強をきちんと精査した上で、今後調査として時間をいただきたいと、

こう思っております。

以上でございます。

○飯田委員長 それでは、本陳情の取扱いにつきまして、いかがいたしましょう。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ただいま、継続という御発言がありましたので、令和2年陳情第3号につきましては、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

以上で、陳情審査を終了いたします。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題とします。

本件につきましては、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、次回の委員会についてお知らせします。

次回の委員会は、明年1月8日金曜日、午後1時30分から開催したいと思いますので、よろしく申し上げます。なお、開催通知は、1月4日月曜日に送付しますので、御了承願います。

それでは、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時55分 散会